

徳島県告示第二百五十九号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第七条第一項の規定に基づき、令和六年度徳島県立総合看護学校（第二看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和五年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和六年一月五日（金曜日）午前九時から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師（令和六年三月末日時点で業務従事期間が三年以上となる見込みの者を含む。）

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師（令和六年三月までに卒業見込み又は免許取得見込みの者を含む。）

四 入学願書等の提出期限

令和五年十一月一日（水曜日）から同月三十日（木曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印があれば受け付ける。

五 入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

六 入学試験手数料

五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。